会 計 業 務 細 則

第１条 （目的） 規約第２６条の規定に基づき会計に必要な事項を定める。

第２条 （会費） 自治会員の会費と支払方法は次の通りとする。

１．会員の自治会費及び支払方法については年度初めに総会で定め、自治会が所定の要領で収受する。

２．月途中入退会の扱いは次の通りとする。

①.月途中（2 日以降）の入会は入会月分を支払う。

②.月途中（2 日以降）の退会は退会月分まで支払う。

③.途中退会であって前納している場合、前納分は申し出に基づき返金する

３．特別会員の内、賃貸アパート・マンションなどの短期的居住者の集合住宅等の建物所有者（又は建物管理者）の自治会費は、契約書･協定書に記された額とする。

４．賛助会員の自治会費は年額５,０００ 円とし、4 月～3 月分を 4 月末日までに一括して支払う。年度途中からの入会はその年額分の支払いを要し、年度途中の退会においてもその年度分の返還はしない。

第 3 条 （共有施設等特別会計） 共有施設等に係る会計を適正に管理するため共有施設等特別会計を設け、一般会計とは別会計とする。

１．本会計の収入は組合基金残金、自治会館維持管理会計の財産（残金)、それらの利子及び一般会計からの当会計への繰入金を基本とする。

２．当会計への繰入金は、一般会計決算時の収入支出差引の１００万円を超える部分とし、２０万円以上に設定することを目標とする。

３．この会計における支出は、１件の調達価格が２０万円以上であるものとし、総会に提案し承 認を得なければならない。

4．この会計の会計年度は一般会計と同じとする。

第 4 条（小口会計口座） 日常煩瑣な消耗品や公共料金の引き落とし等の会計事務処理の軽減、合理化のため役員会の承認により、３０万円以下の限度において小口会計口座を設ける事ができる。

1．小口会計口座は役員会においてその収支の報告をしなければならない。

第 5 条（環境整備協力金） 衣川台の環境整備のため非自治会員に応分の協力を要請し、賛同を得た場合、自治会が所定の要領で環境整備協力金として収受する。

1．環境協力金の額は、環境整備にかかる費用を基に自治会役員会に提案し、その額を自治会総会に付議し決定する。

第 6 条（還付金） 諸所の事情で計画した行事、活動が執行出来ず、多額の予算不消化（自治連合からの同趣旨による還付金含め）が生じた場合、これを会員に還付することができる。

1．還付の対象は還付時に在籍の自治会員とする。

2．還付業務の煩瑣、複雑を避けるため、次の会費集金時に会費と相殺処理できる。

3．次期に繰越す場合、会計報告支出欄「還付金」に次期繰越、次期予算案収入欄「還付金」に前期からの繰越として明記しなければならない。

第 7 条（自治会館利用料） 自治会館利用者（団体）は会館利用料を原則として１年間（２月～翌年１月）分を翌２月末日までに自治会に納付するものとする

1．利用が短期間であるなどの事情がある場合は、利用料精算期間および納付時期は前記期間に関わらず行うものとする。

第 8 条（金額の端数処理）本細則の定めにより金銭を収受する場合、金額計算上で生じた一円未満の端数金額については、一円単位に切り捨てて算出するものと

する。

第 9 条（領収書の発行等）　本細則に定めにより金銭を収受する場合は、事故のないよう、担当者は必要に応じて領収書を発行する等により確実に処理するものとする。

付　　則

1．この細則は、平成 17 年 12 月 18 日から施行する。

2．一部改定。この細則は、平成 25 年 5 月 19 日の定例役員会の承認を得て、平成 25 年 3 月 1 日に遡及し施行する。(第 2 条に自治会費の支払者項目を追加、第 7 条 2 項の報告を 総会から役員会に変更する。)

3．一部改定。この細則は、平成 26 年 5 月 18 日の定例役員会の承認を得て、平成 26 年 3 月 1 日に遡及し施行する。(第 2 条の自治会費の支払者及び自治会費の額の変更及び追記、 第 8 条に賛助会費を新設。)

4．一部改定。この細則は、平成 28 年 5 月 15 日の定例役員会の承認を得て、平成 28 年 3 月 1 日に遡及し施行する。(自治会館維持管理費廃止に伴い第三章自治管理費、第 4 条、 第 5 条、第 6 条の自治会館維持管理費に関する記述を削除。)

5．刷新改定。この細則は令和 4 年 11 月 20 日の定例役員会の承認を得て、同日より施行する。 (条項の整理、環境整備協力金、還付金、自治会館利用料の各条を新設。)

6．一部改定。この細則は、令和 8 年 6 月 14 日の定例役員会の承認を得て、令和 8 年 4 月 1 日に遡及し施行する。(第 2 条会費、第 5 条環境整備協力金、第 7 条自治会館利用料、第 8 条領収書の発行等追加)

7. 一部改定。この細則は、令和 8 年 10 月 11 日の定例役員会の承認を得て、令和 8 年 4 月 1 日に訴求し施行する。(第 8 条金額の端数処理追加、第 8 条領収

書の発行等の条項を第９条に繰り下げ）